

延岡市島野浦島開発総合センター施設再整備基本構想及び基本計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名称

延岡市島野浦島開発総合センター施設再整備基本構想及び基本計画策定業務

2. 業務期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

3. 業務目的

延岡市島野浦島開発総合センター（以下「センター」という。）は、本市唯一の離島である島野浦島における教育、文化及び産業の振興並びに福祉の向上を図ることを目的に設置された施設であり、島民のコミュニティ活動の場や島外から訪れた方との交流の場、災害時の避難所や選挙投票所等、様々な形で利用されている。

しかしながら、昭和55年の設置後、40年以上が経過しており、施設の老朽化等によって修繕箇所が増加していることに加えて、バリアフリー未対応のために、高齢化が進む島民にとって利用しづらい状況が生じていることから、市の公共施設維持管理計画に基づき、建替え又は改修による施設の再整備が必要となっている。

そこで、センターの再整備に向けた基本理念や基本方針をまとめた「基本構想」を策定するとともに、当該基本構想に基づき、センター再整備の設計書作成に向けた具体的な計画となる「基本計画」を策定するため、本業務を実施する。

4. 業務内容

(1) 基本構想の策定に向けた検討

① 既存施設の現状把握

既存施設について、耐震性、老朽化の程度、バリアフリーなどの問題点や課題点を抽出して整理する。

② 他の離島における類似施設の情報収集

人口や面積、産業構造等が島野浦島と同程度の離島におけるセンターと同様の施設整備について情報を収集し、整備に当たっての留意点等を整理する。

③ 島民説明会の開催及びアンケート調査の実施

センターの機能や規模、設置場所等に関する島民のニーズを把握するため、説明会を開催して意見を聴取するとともに、アンケート調査を実施する。

なお、アンケート調査の項目は、市と協議の上、決定する。

④ 市関連施設の集約等に関する検討

センター再整備に合わせて、市関連施設（島浦支所等）の集約と、利便性の向上や交流人口の増加に資する活用策等について検討する。

(2) 基本計画の策定に向けた検討

① 整備に向けた課題等の整理

基本構想を踏まえて、利便性、機能性、周辺環境への影響、市の上位計画や関係法令との整合性などの観点から、整備に向けた課題や留意点を抽出し、整理する。

② 施設のゾーニングプランの作成

センターに必要となる会議室や事務室等の数や規模などを検討し、利用者の利便性を考慮した配置、動線を整理した上で、ゾーニングプランを作成する。

③ 概算工事費の見積もり及び整備スケジュールの作成

①及び②を踏まえ、建替え又は既存施設の改修を実施した場合のそれぞれの概算工事費を見積もるとともに、整備に活用可能な国の補助金等について検討する。

④ 整備方法の方針決定

③を踏まえ、関係者と協議・検討の上、建替え又は既存施設の改修のいずれかによる整備方針を決定する。

(3) 検討委員会の開催運営支援及びパブリックコメントの実施支援

基本構想及び基本計画の策定に向けた検討を行う委員会（市関係部課長、住民代表及び有識者などで構成予定）の開催（4回程度）に必要な資料の作成や、意見集約及び議事録作成などの運営支援を行う。なお、関係者への謝金及び旅費については、発注者の予算で対応する。

また、基本構想及び基本計画の案については、パブリックコメントを実施するための支援を行うものとし、意見として得た内容を整理するとともに、基本構想及び基本計画への反映を行う。

(4) 基本構想及び基本計画の策定

(1)及び(2)を取りまとめて、「延岡市島野浦島開発総合センター施設再整備基本構想及び基本計画」を策定し、成果品として提出する。

5. 成果品等

(1) 成果品

<紙媒体>

基本構想及び基本計画（本 編） . . . 10 部（A 4、カラー両面印刷）

基本構想及び基本計画（概要版） . . . 10 部（A 4、カラー両面印刷）

<電子データ>

紙媒体、アンケート調査結果、検討委員会の資料・議事録等のデータを格納した CD-R . . . 1 枚

(2) 留意事項

① 受託者は、業務完了時にその成果品について市の検査を受けなければならない。

② ①の検査において、訂正や加筆等を必要とする箇所があった時は、受託者は直ちに適切な対応をしなければならない。

③ 業務完了後において、受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

6. 注意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後も、また同様とする。

(3) 成果品等の帰属

本業務における成果及び業務作成上の資料の著作権、所有権その他の権利は、全て市に帰属するものとする。従って、当該資料について市の承認を受けずに複製、公表又は貸与をしてはならない。

(4) 業務の補償

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(5) 参考資料等の貸与

本市は保有する資料等（電子データを含む。）について、受託者からの依頼（文書）により貸与する。なお、業務完了後は速やかに届出（文書）とともに返却すること。なお、貸与した資料等に損傷を与えた場合は、受託者が責任を持って完全に修復すること。

(6) 参考文献等の明記

成果品その他資料並びに電子データ内に文献その他の資料を引用した場合は、引用元である文献その他資料の名称等を明記すること。なお、引用・掲載等については、原則として受託者の責をもって承諾を得たうえで実施すること。

(7) その他

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書等に明記されていない事項については、市と協議の上、決定し、協議した内容を打合せ議事録に記録すること。また、契約締結後、委託業務内容に変更が生じる場合は、市と受託者において、その都度協議するものとする。

7. 参考情報

(1) 島野浦島の概要

人 口：637 人（令和 7 年 6 月 1 日時点）

世 帯 数：381 世帯（同上）

高齢化率：57.5%（同上）

主要産業：漁業及び水産加工業

島内施設：島浦診療所

島浦デイサービスセンター

島浦保育所

島野浦学園（小中一貫の義務教育学校）

島浦町漁業協同組合 など

観 光：世界最大の群落規模を誇るオオスリバチサンゴ等が楽しめるダイビング

『しま山 100 選』に選ばれた遠見場山のトレッキング

『島の宝 100 景』に選ばれた島野浦神社秋季大祭 など

海上交通：日豊汽船株式会社が運航する高速艇（最大 10 往復/日）及びフェリー（最大 6 往復/日）のほか、海上タクシー事業者 2 社

(2) 既存施設の概要

所在地：宮崎県延岡市島浦町 745 番地 1

開 設：昭和 55 年 6 月

構 造：鉄筋コンクリート造 3 階建て

床面積：931.25 m²

施 設：1 階 事務室、和室、共同調理場

2 階 会議室、多目的室、和室

3 階 大会議室

その他 倉庫、トイレ

(3) センターの管理

管理の方法：指定管理者制度

指定管理者：島浦町区

指定の期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※令和 8 年度以降の指定管理者については、今年度中に指定する。